

長 建 協 発 第 4 2 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成 2 6 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 6 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、企業側は従前の「採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）に基づくこととし、大学等側においても、従前の「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・終了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）のとおりとすることとされております。

これを受けて、厚生労働省長崎労働局では、この従前の倫理憲章及び申合せの周知を図るとともに、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、別紙のとおり取り扱うこととなりました。（長崎労発安第 1 1 9 8 号文書の下段の記をご参照願います。）

つきましては、別添のとおり長崎労働局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、公平・公正な採用の確保等についてご配慮いただき、平成 2 6 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われますようご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、平成 2 7 年度の大学等卒業予定者にかかる取扱いについては、内閣総理大臣からの採用活動時期の後倒しにかかる要請及び日本再興戦略等に基づき、企業側は「採用選考に関する指針」（別添 1）、大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・終了予定者に係る就職について（申合わせ）」（別添 2）のとおり要請等の趣旨を踏まえた対応がなされる予定となっておりますことを申し添えます。